

令和 2 年
第 11 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 11 月 27 日（金） 午後 1 時 55 分～

2. 場 所 南九州市頤娃保健センター

3. 出席委員（ 18 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
会長職務代理	2 番	永山 明美			
委員	3 番	福元 三徳	4 番	桑代 純一	5 番 松永 克生
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎	8 番 松藺 勝郎
	9 番	梶山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀	11 番 今市 範男
	12 番	本木下 裕一	13 番	宮原 俊郎	
	15 番	池田 慎	16 番	下之門 信洋	17 番 東垂水美智子
	18 番	雪丸 泰親	19 番	大隣 初美	

4. 欠席委員（ 1 人） 14 番 月野 貴大

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 66 号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第 6 議案第 67 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について
- 日程第 7 議案第 68 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 69 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見聴取決定について
- 日程第 9 議案第 70 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 10 議案第 71 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 11 議案第 72 号 非農地証明願いについて

- 日程第12 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 蔵元 善兼 係員 中村 信介, 松村 建夫

農地係長 福永 正司

7. 会議の概要

開 会 午後1時55分

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。月野委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は18名で、会議の定足数に達しております。これより令和2年第11回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の176点を御覧いただきたいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

さい。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、11番 今市委員、13番 宮原委員を指名し、会議書記に蔵元農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日11月27日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 先ず、資料の訂正をお願いします。7ページの審議番号17番の右端の欄になります。3条とありますが5条に訂正をお願いします。続きまして、152ページをお開きください。番号3の田の面積0を1,756に畑の面積8,996を7,240に、同じく計の欄11,001を12,757に109,807を108,051に訂正をお願いします。次に資料の差替えをお願いします。54ページと100ページです。下線部が変更箇所です。最後に営農型太陽光発電の資料に図面3枚が追加となります。以上です。

それでは、議案審議に係る通知事案について説明いたします。

先ず、3ページになります。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が3件ございました。

賃貸人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、賃借人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん 外です。貸人主導によるもの2件、借人主導によるもの1件となっております。畑3筆8,358㎡で、穎娃地域2件、知覧地域1件です。

続きまして5ページから10ページになります。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が30件ございました。

賃貸人は、東京都〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外です。貸人主導によるもの16件、借人主導によるもの14件のうち、農地中間管理機構への載せ替えが2件となっております。地目の内訳は、田4筆 5,422㎡、畑57筆 118,889㎡の合計61筆 124,311㎡で、穎娃地域12件、知覧地域7件、

川辺地域11件です。

なお、各ページ一番右端備考欄に記載があります筆が後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は12ページから16ページで、今回は、新規認定2件、再認定10件であります。一覧表は13ページ、新規認定個別表は14ページになります。

まず、整理番号1、穎娃町〇〇の〇〇〇〇です。現在、茶1,200aの経営を行っていますが、今後は、1,400aまで規模拡大し、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、品種をまとめることで管理作業の合理化を進めるとともに各種研修会への参加により栽培技術の向上や経営管理を徹底し、併せて制度資金を活用し施設等の整備を行いたい考えです。

次に、整理番号2、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、水稻180aの経営を行っていますが、今後は、水稻以外の品目にも取り組むなど、規模拡大により経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、圃場の連担化や複式簿記の習得により経営分析を図るとともに、制度資金を活用し施設等の整備を行いたい考えです。

なお、再認定10件の個別表は、資料の15ページからになりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

本木下委員 14ページの審議番号2の〇〇〇〇さんについて報告事項ということですが、新規認定の関係で、現状から5年後の目標で作成されていますが、経営面積が約4倍ということで大きい目標になっております。それと下の経営の構成で

男性 2 人が 1 人になっていながら目標の達成ができるかという矛盾を感じており、内容に不安を感じています。

農政係長 経営面積がだいぶ大きくなっていることと労力との関係については、農政課に確認して、来月、また、報告いたします。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第 5 議案第 66 号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。18 分になります。

今回は、潁娃町〇〇〇〇番地〇の 有限会社〇〇〇〇 代表取締役社長〇〇〇〇さんの案件です。

法人の事業内容としましては、茶の製造・加工及びその販売、受託で、会社設立は平成〇年〇月です。構成員は〇人となっています。資本金の額は〇〇万円で、経営面積は 5,621 m²になっています。

農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の 4 つの要件を全て満たさなければなりません。

「法人形態要件」については、有限会社です。

「構成員要件」については出資者 5 人で、常時従事する農業関係者が総議決権の 2 分の 1 を超えております。

「事業要件」については、茶の製造・加工及びその販売、受託が主な事業となっております。

「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。

以上、全ての要件を満たしていることを御報告いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。議案第 66 号に係る案件については，申請どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 66 号に係る案件については，申請どおり承認することに決定されました。

議 長 次に，日程第 6 議案第 67 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって，現地調査員の報告をお願いいたします。まず，梶山委員お願いします。

梶山委員 報告いたします。23 頁の審議番号 1 番です。
関連資料は 24 頁から 27 頁になります。
申請人は，鹿児島市の〇〇〇〇です。
申請地は，穎娃町〇〇〇〇番〇，畑 1,002 m²で，〇〇〇自治会西側に位置します。
申請人は，鹿児島市に本店を置き，太陽光発電事業を営む法人であり，申請地北側に太陽光発電施設を設置しており，排水対策の沈砂池を設けていますが，想定外の降雨時に，そこから水路に放出する際，隣接農地へ被害を及ぼさないよう二次的な防災用調整池を整備しようとすることから，農用地区域から除外するものです。
申請地の北側，東側は水路に，南側，西側は農道に接しています。
申請地の掘削土で西側に 1.4 ｍ程度の築堤を行うので土砂流出等の恐れはなく，雨水は貯留して既設水路へ放流し，日照・通風等については建築物を設けないので周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 次に，六反田委員お願いします。

六反田委員 報告いたします。審議番号 2 番です。
関連資料は 28 頁から 30 頁になります。
申請人は，大島郡〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は，川辺町〇〇〇〇番〇 外 2 筆，畑 3,381 m²で，〇〇〇自治会に位置します。
申請人は，申請地近隣に牛舎を有し，牛を飼養しており，規模拡大を図るため

に、牛舎を建築し、併せて運動場を整備しようとすることから、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側、西側は畑に、東側は畑、宅地に、南側は市道に接しています。

40 cm程度の盛土を行いますが、畦畔を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、ふん尿・堆肥は周囲の農地等に十分に配慮し適正な処理を行い、日照・通風等については緩衝地を設け、建築物の高さを抑制するので周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、福元委員をお願いします。

福元委員 報告いたします。審議番号3番です。

関連資料は 31 頁から 33 頁になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇、畑 3,460 m²で、〇〇〇自治会南側に位置します。

申請人は、申請地近隣に牛舎を有し、牛を飼養しており、規模拡大を図るために、牛舎及び農業用倉庫を建築しようとすることから、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側は牛舎に、東側は市道に、南側、西側は畑に接しています。

現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、ふん尿・堆肥は周囲の農地等に十分に配慮し適正な処理を行い、日照・通風等については緩衝地を設け、建築物の高さを抑制するので周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号4番です。

関連資料は 34 頁から 36 頁になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑 978 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇〇〇を営む会社を経営しており、経営安定を図るために、自社事務所の東側隣接地である申請地に、倉庫を建築し、駐車場、一時的な資材・廃材置場を整備し、経営する会社に貸し付けようとすることから、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は市道に、東側、南側は畑に、西側は宅地に接しています。

1.1 m程度の盛土を行うが、擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設け、建築物の高さを抑制するので、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、六反田委員お願いします。

六反田委員 報告いたします。審議番号5番です。
関連資料は 37 頁から 39 頁になります。
申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇です。
申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 外1筆、畑 3,890 m²で、〇〇〇自治会に位置します。
申請人は、運送・倉庫業を営む法人で、申請地の東側隣接地に〇〇営業所があり、会社の事業拡大に伴い、従業員の通勤自家用車及び事業用大型トラックの駐車場が不足しているため、申請地〇〇〇〇番〇は譲り受けて、申請地〇〇〇〇番〇は借り受けて駐車場を整備しようとすることから農用地区域から除外するものです。
申請地の北側、西側は畑に、東側は宅地に、南側は市道に接しています。
50 cmから 1 m程度の盛土を行いますが、擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、日照・通風等については建築物を設けないので周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。
審議番号1, 4, 5番の農振除外につきましては代替地の有無、農地の集団化・農作業効率化への影響、用排水施設の機能低下、土地改良事業完了からの経過年数等について検討することになっております。
審議番号1番につきましては、4年前の想定外の降雨時に冠水した農地であるため、代替地の検討は行っておりません。農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業完了から 33 年経過していることから、除外はやむを得ないと判断されます。
審議番号4番及び5番につきましては、代替地を検討しましたが合意に至らず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業未実施地区であることから、除外はやむを得ないと判断されます。
審議番号2番及び3番につきましては、規模拡大を図るために必要な施設であることから、妥当な変更であると判断されます。
なお、審議番号3番を除く4件につきましては、同時に5条転用許可申請がなさ

れております。

説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第67号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第67号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第7 議案第68号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは41号から42号の所有権移転になります。
今回の申請は16件でございます。譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外の申請です。

地目の内訳は、田11筆 12,245 m²、畑10筆 16,449 m²の合計21筆 28,694 m²で、理由につきましては、規模拡大10件、受贈4件、自作地相互の交換2件です。

取引価格につきましては、10a当たり101,000円から60万円で、地域別では、潁娃地域7件、知覧地域2件、川辺地域7件でございます。

なお、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、44号から52号の調査書、営農計画書のとおりでありまして、すべての案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

続きまして、43号の地上権設定1件です。

これにつきましては、今回初めて申請されました営農型太陽光発電施設の案件であり、後程審議いただきます4条、5条と関連がありますので、別冊資料によりまし

て、施設の概要、許可制度の取扱い、申請の内容につきまして説明させていただきます。

(別冊資料で説明)

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、所有権移転のうち、〇〇委員が、15 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

吉崎委員 一時転用の3年は更新ができるんですか。できるとすれば何年できますか。

農地係長 さきほどの資料7頁、一時転用の期間が満了する場合につきましては、再度、許可の申請をして頂きます。さきほどのように、自分の土地に認定農業者が自分で設置をして農業を続けるのであれば10年、それ以外は3年でまた再許可ができます。

松菌委員 パネルの下で営農を行うということですが、実際は何を作るんですか。

農地係長 今回の方は、さといもを作るということで営農計画書がでています。

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第68号 農地法第3条許可申請のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第68号のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 引き続き、議案第68号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 68 号 農地法第 3 条許可申請のうち、議事参与の制限に該当する案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 68 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定いたします。〇〇委員の入室を許可いたします。

(〇〇委員 入室)

議長 〇〇委員に報告いたします。議案第 68 号 農地法第 3 条許可申請のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第 8 議案第 69 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から御報告をお願いします。梶山委員をお願いします。

梶山委員 報告いたします。54 頁の審議番号 1 番です。
関連資料は 55 頁から 56 頁と先ほどの営農型太陽光発電の資料になります。
申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、知覧町〇〇〇〇番、山林 1,453 m²のうち 0.99 m²で、〇〇〇自治会南側に位置します。
申請人は、農地の有効活用及び経営安定を図るために、さといもの栽培を継続しながら、上部空間に追尾式一本脚タイプの営農型太陽光発電施設を設置し、地表部の支柱 3 本分とパワーコンディショナー 1 基分の面積について、10 年の一時転用許可を得ようとするものです。
申請地の北側は雑種地に、東側は山林に、南側、西側は畑に接しています。
土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の土地へ影響を及ぼす

恐れはないと判断しました。また、営農実績は毎年2月末までに報告をする必要があるということです。ただ、太陽光により作物にあたる面積が大きく制約され、サトイモを栽培をするということですが、栽培できる品目は限られてくると感じました。10年間の一時転用ということですから、この間、継続して営農を続けると毎年、報告をする必要がありますけれども、我々は、この間、注意をする必要があると思いました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性につきましては、申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、転用目的が営農型太陽光発電施設であることから、10年分の営農計画書及び営農への影響見込みについての農協営農指導員の意見書等が提出されています。

また、環境保全係による事前協議も完了しており、経産省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力の系統連系承諾通知書の写しが提出されています。

立地基準につきましては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、転用目的が営農型太陽光発電施設の設置であることから、地表部の支柱3本分とパワーコンディショナー1基分の面積について、許可日から10年の『一時転用』に区分されます。

本件につきましては、第1種農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

本木下委員 許可から10年ということですが、更新していくということですか。そのつど協議になりますか。

農地係長 一時転用期間が10年ですので、その間、下の営農を続けている状態であれば、また、許可の申請をあげていただいて、その時点で10年間の一時転用許可をだすこと

になります。

本木下委員 毎年、作物の収量の報告をするとなっていますが、2割以上減少見込みながら報告をされると思います。JA南さつまから営農計画書をいただいているということですが、この地域の平均的な反収を基準として2割減でJAから報告があると理解していいところですね。

農地係長 地域の平均的な収量となっています。あと収量だけでなく、品質が著しく低下した場合も書いてありますので、報告書を確認し、わからないところはJAにも聞いたりして判断をさせていただきます。

梶山委員 さきほど言いましたように、収量の実績をJAの営農指導員からもらっていました。それはサトイモに関してです。連作がなかなかできないということが現実にはあるでしょうから、植え付け作物が変更になる場合も現実としてはあると思います。その際は、変えた品目での営農実績を我々もチェックする必要があると思います。

本木下委員 サトイモについては連作は不可能という品目ですので、私が気になったのは収量でした。

議長 そのへんについては、随時、報告書を確認しながら、また、太陽光の活用により違った形で営農ができるということで、難しい問題もでてきますし、結果もでておりませんので、注視しながら状況を確認したいと思います。

大隣委員 梶山委員と一っしょに現地調査に行きましたけれども、農作業をする場合は、水平に止めて作業をするということでした。

議長 ロックがかけられるということですね。他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第69号 農地法第4条許可申請に対する意見聴取決定については、申請どおり許可相当とし、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。
よって議案第 69 号に係る案件については、申請どおり許可相当とし、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 70 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から御報告をお願いします。梶山委員をお願いします。

梶山委員 報告いたします。58 ㊦の審議番号 1 番です。
関連資料は 62 ㊦から 65 ㊦になります。
譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇、譲渡人は、頰娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。
続きまして、審議番号 2 番です。
関連資料は 66 ㊦から 68 ㊦になります。
譲受人は、東京都〇〇の〇〇〇〇、譲渡人は、頰娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、頰娃町〇〇〇〇番〇、田 1,466 m²で、〇〇〇自治会東側に位置します。
申請人は、東京都〇〇に本店を置き、太陽光発電事業を営む法人であり、経営安定を図るために、日当たりが良い申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。
申請地の北側は鉄道用地に、東側、西側は田に、南側は農道に接しています。
土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、大隣委員をお願いします。

大隣委員 報告いたします。審議番号 3 番です。
関連資料は 69 ㊦から 71 ㊦になります。
譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。
申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 外 1 筆、畑 614 m²で、〇〇〇自治会に位置します。
申請人は司法書士をしており、市内に事務所を借りていますが、手狭であること

から、申請地を譲り受けて、〇〇〇番〇に事務所を建築するとともに、〇〇〇番〇は南側に隣接する農地及び事務所敷地への通路として利用しようとするものです。

申請地の北側は市道に、東側は宅地、畑に、南側、西側は畑に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号4番です。

関連資料は 72 頁から 74 頁になります。

譲受人は、大阪府〇〇の〇〇〇〇，譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇，畑 1,945 m²で、〇〇〇自治会西側に位置します。

申請人は、大阪府〇〇に本店を置き、太陽光発電事業を営む法人であり、経営安定を図るために、日当たりが良い申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

申請地の北側は県道に、東側は畑に、南側、西側は田に接しています。

土砂流出、日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しましたが、雨水排水対策については、沈砂池を経て既設用水路へ放流することから水路下流の農地へ支障が出ないよう要請しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、福元委員お願いします。

福元委員 報告いたします。審議番号5番です。

関連資料は 75 頁から 77 頁になります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん，譲渡人は、神奈川県〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、大隣委員お願いします。

大隣委員 報告いたします。審議番号6番です。

関連資料は 78 頁から 80 頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇，譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 外1筆，畑 908 m²で、〇〇〇自治会に位置し

ます。

申請人は、市内で〇〇〇〇を営む法人であり、利用者が共同で生活しながら、障害者福祉施設に通えるよう、既に運営しているグループホームの北側隣接地である申請地を譲り受けて、グループホームを建築しようとするものです。

申請地の北側は畑、宅地に、東側は山林に、南側は畑、宅地に、西側は県道に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、六反田委員お願いします。

六反田委員 報告いたします。審議番号7番です。

関連資料は 81 頁から 83 頁になります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇、譲渡人は、千葉県〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

続きまして、審議番号8番です。

関連資料は 84 頁から 86 頁になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番、田 187 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、申請地南側隣接地に居住しており、自宅庭が手狭であることから、申請地を譲り受けて、鯉・金魚飼育池及び駐車場を整備しようとするものです。

申請地の北側、東側、西側は市道に、南側は宅地に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号9番です。

関連資料は 87 頁から 89 頁になります。

譲受人は、大島郡〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん外2名です。

申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振用途区分変更で報告しましたので省略します。

続きまして、審議番号 10 番です。

関連資料は 90 頁から 92 頁になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん

です。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 外1筆、畑 303 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、所有する借家に駐車場がなく、近隣にも駐車スペースがないことから、申請地を譲り受けて、駐車場を整備し、借家及び近隣の住民に貸し付けようとするものです。

申請地〇〇〇番〇の北側、東側は宅地に、南側は宅地、畑に、西側は道路に接しており、申請地〇〇〇番〇の北側は畑に、東側は道路に、南側、西側は宅地に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、賃借権設定について、六反田委員お願いします。

六反田委員 報告いたします。93 ㊦の審議番号1番です。

関連資料は 94 ㊦から 96 ㊦になります。

借人は、鹿児島市の〇〇〇〇、貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

なお、本件は平成 20 年頃から農地法の許可を得ないまま、申請地を借り受けて、従業員の通勤自家用車及び事業用大型トラックの駐車場として利用していたことから、今回、追認で許可を得ようとするものです。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、福元委員お願いします。

福元委員 報告いたします。審議番号2番です。

関連資料は 97 ㊦から 99 ㊦になります。

借人は、福岡県〇〇の〇〇〇〇、貸人は、枕崎市の〇〇〇〇 外7名です。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 外6筆、田 3,473 m²で、〇〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、福岡県〇〇に本店を置き、県内 31 店舗で小売業を営む法人であり、申請地を借り受けて、隣接する雑種地3筆、宅地3筆と一体で店舗、駐車場を整備し、雑種地〇〇〇番及び〇〇〇番に設置されている太陽光発電施設の移設用地を造成しようとするものです。

申請地及び一体的に利用する雑種地、宅地の北側は国道に、東側は田、宅地

に、南側は畑、河川に、西側は宅地に接しています。

土砂流出、雨水、日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しましたが、汚水・生活雑排水対策については、敷地内で付け替えをする既設水路へ放流することから水路下流の農地へ支障が出ないように要請しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、使用貸借権設定について、梶山委員をお願いします。

梶山委員 報告いたします。100 番の審議番号1番です。

関連資料は 101 番から 102 番と先ほどの営農型太陽光発電の資料になります。

借人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番、山林 1,072 m²のうち 0.99 m²で、〇〇〇自治会南側に位置します。

申請人は、鹿児島市で〇〇〇〇を営んでおり、再生可能エネルギー事業の実施により経営安定を図るために、申請地を借り受けて、貸人がさといもの栽培を継続しながら、上部空間に追尾式一本脚タイプの営農型太陽光発電施設を設置し、地表部の支柱3本分とパワーコンディショナー1基分の面積について、3年の一時転用許可を得ようとするものです。

申請地の北側は雑種地に、東側は山林に、南側、西側は畑に接しています。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 先ず、5条申請 所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性につきましては、申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、審議番号2番、4番の太陽光発電施設につきましては、環境保全係による事前協議も完了しており、経産省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力の系統連系承諾通知書の写しが提出されています。

審議番号1番の立地基準につきましては、農振除外後は、〇〇〇の周囲概ね 500m 以内の区域内にある農地であることから、第2種農地の『500m 以内農地』に区分されます。先程の農振除外で説明しましたとおり、代替地の検討はしておりません。

審議番号2番の立地基準につきましては、概ね 300m 以内に〇〇〇が存在する

農地であることから、第3種農地の『300m 以内農地』に区分されます。

審議番号3番及び4番につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

農振除外後の審議番号5番及び8番につきましては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、概ね 50m 以内に3戸以上の住宅があることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。申請地が、自宅及び自社事務所の隣接地であることから、代替地の検討はしておりません。

審議番号6番の立地基準につきましては、住宅地等が連担している区域に近接し、農地の規模が概ね 10ha 未満の区域内にある農地であることから、第2種農地の『市街地近接農地』に区分されます。申請地が、既に運営しているグループホームの隣接地であることから、代替地の検討はしておりません。

審議番号7番につきましては、農振除外後は、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、隣接する知覧営業所の駐車場を整備するもので、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないことから、第1種農地の不許可の例外である『既存施設の拡張』に区分されます。

審議番号9番の立地基準につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、農業用施設用地への用途区分変更後の転用目的が牛舎、運動場の整備であることから、農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

審議番号 10 番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

審議番号8番につきましては、第1種農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

又、審議番号5番、7番、9番につきましては、それぞれ第1種農地、農用地区域内農地に区分されるため、農振除外、用途区分変更の認可見込みの段階で、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、5条申請 賃借権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては、先程と同様に申請時の添付書類により確認されますので、適当であると判断されます。

なお、審議番号2番につきましては、都市計画法に基づく開発許可が必要ですが、県の建築課に許可申請がなされて、現在、審査中です。又、既設の太陽光発

電施設の移設用地造成についての、環境保全係による事前協議も完了しております。

審議番号1番の立地基準につきましては、先程の所有権移転の審議番号7番の西側隣接地ですので、第1種農地の不許可の例外である『既存施設の拡張』に区分されます。

なお、平成20年頃から農地法の許可を得ないまま、駐車場として利用しており、今回、追認での許可申請であることから始末書が提出されています。

審議番号2番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

審議番号1番につきましては、第1種農地に区分されるため、農振除外認可見込みの段階で、審議番号2番につきましては、転用面積が3,000㎡を超えるため、来月、県常設審議委員会へ意見聴取となります。

続きまして、5条申請 使用貸借権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては、先程と同様に申請時の添付書類により確認されますので、適当であると判断されます。

なお、転用目的が営農型太陽光発電施設であることから、10年分の営農計画書及び営農への影響見込みについての農協営農指導員の意見書等が提出されています。

また、環境保全係による事前協議も完了しており、経産省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力の系統連系承諾通知書の写しが提出されています。

審議番号1番の立地基準につきましては、先程の4条申請の審議番号1番の南側隣接地ですので、第1種農地と判断されますが、転用目的が営農型太陽光発電施設の設置であることから、地表部の支柱3本分とパワーコンディショナー1基分の面積について、許可日から3年の『一時転用』に区分されます。

審議番号1番につきましては、第1種農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

- 議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 70 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 御異議なしと認めます。
よって議案第 70 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。
- 議 長 次に、日程第 10 議案第 71 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。
- 農地係長 それでは、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。
資料 105 頁を御覧ください。「所有権移転」です。
譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇外 6 件です。
畑 8 筆 12,904 m²で、理由につきましては、規模拡大 5 件、農地売買等事業による地域振興公社からの買入 2 件です。
取引価格につきましては、10a 当たり 52,000 円から 1,000,000 円で、颯娃地域 6 件、知覧地域 1 件です。
続きまして、107 頁から 151 頁の「賃貸借利用権の設定」です。
利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 412 件です。
設定面積は、田 22 筆 18,540 m²、畑 601 筆 794,333 m²の合計 623 筆 812,873 m²で、颯娃地域 111 件、知覧地域 243 件、川辺地域 59 件となっております。
なお、142 頁から 151 頁につきましては、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」の内訳です。先程の内数となりますが、件数が 191 件、設定面積は、畑 240 筆 185,369 m²で、颯娃地域 1 件、知覧地域 190 件となっております。
続きまして、153 頁から 162 頁の「使用貸借利用権の設定」です。
利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇 外 52 件です。
設定面積は、田 19 筆 12,757 m²、畑 89 筆 108,051 m²の合計 108 筆 120,808 m²で、颯娃地域 33 件、知覧地域 5 件、川辺地域 15 件となっております。

なお、162 号につきましては、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」の内訳です。先程の内数となりますが、件数が2件、設定面積は、田4筆 1,756 ㎡、畑 15 筆 7,240 ㎡の合計 19 筆 8,996 ㎡で、知覧地域1件、川辺地域1件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しました。

説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が、51 番、〇〇委員が、113 番から 118 番、〇〇委員が、171 番から 182 番、〇〇委員が、197 番から 201 番、〇〇委員が、211 番から 219 番、また、使用貸借利用権設定のうち、〇〇委員が、35 番、36 番、〇〇委員が、41 番、42 番、〇〇委員が、49 番から 51 番、中間管理事業に係る賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が、226 番、227 番、248 番、291 番、294 番、369 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 71 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定と使用貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 71 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定と使用貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 71 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を

行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(6 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 71 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 71 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

(6 委員 入室)

議 長 〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に報告いたします。議案第 71 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 議案第 72 号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の御報告を求めます。福元委員お願いします。

福元委員 報告いたします。164 ㊦の審議番号1番です。
関連資料は 165 ㊦から 167 ㊦になります。
申請人は、屋久島町の〇〇〇〇さんです。
申請地は、川辺町〇〇〇〇番、田 781 m²で、〇〇〇自治会に位置します。
昭和 55 年頃から耕作しておらず、昭和 58 年に川辺町が隣接の池・沼地を埋め立てた際に申請地も埋め立てて、田はなくなり、平成 10 年にプレハブを建ててから、20 年以上経過し、現在に至っています。

奥は山林、手前は市営住宅等の住宅地の状態であることから、農地への復元は困難であり、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、大隣委員をお願いします。

大隣委員 報告いたします。審議番号2番です。

関連資料は 168 号から 170 号になります。

申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、穎娃町〇〇〇〇番〇 外2筆、田 2,353 m²で、〇〇〇自治会南西側に位置します。

昭和 50 年4月頃まで水稻を作付けしていましたが、道路もなく不便であり、後継者もいなかったことから、昭和 52 年頃に杉を植林し、40 年以上経過し、山林の状態です。

周囲も山林の状態であることから、農地への復元は困難であり、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、福元委員をお願いします。

福元委員 報告いたします。審議番号3番です。

関連資料は 171 号から 173 号になります。

申請人は、兵庫県〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番 外2筆、畑 1,804 m²で、〇〇〇自治会西側に位置します。

昭和 40 年代から周囲が山林となり耕作に適さなくなったことから杉を植林し、50 年以上経過し、現在に至っています。

周囲も山林の状態であることから、農地への復元は困難であり、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、174 号、175 号の市の非農地に係る取扱基準第5条第2号の規定に基づきまして、宅地については建物が完成してからの経過年数、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を

勘案した上で、農地への復元は著しく困難であり、周囲の状況からみて、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第72号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。
よって、議案第72号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議長 次に、日程第12 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

本木下委員 現在、さつまいもの基腐病が大きな問題になっています。国・県・市の方で昨年からは引き続き次年度対策の支援がありますが、毎年のように被害が拡大している状況です。現在、これといった決め手の対策がないといった状況で、生産者の声を聞きますと、来年度も被害が拡大するのではないか、と経営の安定を考えれば非常に不安感が強いという声が聞かれます。

また、地域の産業を支えるということで、澱粉工場、焼酎、また、加工業者等への影響も非常に大きなものがあるといった現状であります。特に、高齢者農家、兼業農家は来年は対策のコストがかかれば作付を控えようという声も聞かれます。

現在、本市の耕作放棄地の面積はA判定、B判定あわせて704haという報告があります。さつまいもの基腐病による耕作放棄地の増加が加速されるのではないかと心配されます。そこで、我々、農業委員会は市に建議書の提出をしたらどうかと提案をするところです。

まず、さつまいもについては、防災営農作物で非常に、昔から現在まで台風、あるいは高温・乾燥に強い作物で南薩地区に定着していますが、被害が収束しないなか、一時的、また、継続的なさつまいもの代替品目の検討を速やかに要望をするとか、それが1点、それから、農業後継者が就農・定着が非常に少ない現状ですが、ここ5年

くらい前から定着している新規就農者の経営の状況・調査、できればこの方々が南九州市を支える方々ですので、何らかの支援ができないか、この2点を考えているところです。

抜本的な改革が必要ではないかと考えるところです。本市の耕作放棄地 704 ha が今後増える可能性があるので、最小限にくいとめる対策として、農業委員会として市への建議書の提出ができないものかと考えているところです。委員の皆様の御意見・事務局の見解をお聞きしたいと提案をします。

議長 今、本木下委員から提案がありましたけれども、現状、厳しい農業下であります。現在、お茶、さつまいも、冬作など採算がとれない経営状態です。さっき提案があったように、今後の農業のあり方、農地集積に伴う経営のあり方について、皆様の御意見があれば出して欲しいと思います。

事務局長 今、本木下委員からありましたように、農家の方は大変な年だろうと思います。

農業委員会から行政にだす建議は法律でもありますので、以前は建議を毎年だしていたと思いますが、ここ2、3年はなかったと思います。こういった時期ですので、農業を再建ではないですが、落ち込んでおりますので、意見として提出するのもいいことではないかと思っています。

事務局あたりで案を作りまして来月の総会あたりにお示しして、そこでもんでもらって、その後に市の方に提出する形でいかがでしょうか。

議長 只今事務局の提案について御異議ございませんか。

委員 「なし」の声あり

下之門委員 私は茶業農家の代表として発言しますが、国の次期作支援は二転三転しています。国は、自給率をあげるといいながら、ださない主義ですよ。

議長 意見がありましたら、事務局の方に提案して頂きたいと思います。言うだけではいけませんので、方向性、提案理由を考えながら、市の方をお願いという形でもっていきたいと思います。

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

農政係長 (農業委員会法改正 5 年後調査に係る目的と回答案の説明)

議 長 事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
回答案に対する内容確認の時間が必要ですので、ここで、しばらく休憩します。

午後 3 時 55 分休憩

午後 4 時 05 分開議

議 長 再開します。
只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

梶山委員 7 頁の自由記述の欄で、太陽光発電施設の転用案件について、B 判定農地は不要にして欲しいとあります。B 判定農地は農業委員会がみて内部で意見決定になります。楽にはなりますが、農業委員会独自で B 判定農地の判断しますから、あえて書かない方がよさそうな気がします。逆に、確認という意味でもですね。

事務局長 削りましょうか。

議 長 太陽光発電施設の転用案件について、B 判定農地は不要にして欲しいとありますが、この文言は削除したいと思います。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
農業委員会法改正 5 年後調査に係る回答案について、一部修正のうえ承認することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって一部修正のうえ承認することに決定いたしました。

議 長 他にございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和2年第11回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後4時15分